

令和5年5月10日

飯田市議会議長 様

総務委員長

閉会中の所管事務に係る継続調査の申し出について

飯田市議会委員会条例（昭和44年飯田市条例第30号）第2条第2項に規定する所管に属する事務について、管内及び管外の視察を行い、その結果を参考にして閉会中の継続調査をすることと決定したので、飯田市議会会議規則（昭和54年飯田市議会会議規則第1号）第98条第1項及び第104条の規定により申し出ます。

記

1 調査事項

- (1) 総務部の所管に属する事項
- (2) 企画部の所管に属する事項
- (3) 市民協働環境部の所管に属する事項
- (4) 危機管理部の所管に属する事項
- (5) 会計管理者の所管に属する事項
- (6) 選挙管理委員会の所管に属する事項
- (7) 監査委員の所管に属する事項
- (8) 公平委員会の所管に属する事項
- (9) 固定資産評価審査委員会の所管に属する事項
- (10) 他の委員会の所管に属さない事項

2 調査目的

飯田市政の健全な発展に資するため

3 期間

委員の任期終了まで

令和5年5月10日

飯田市議会議長 様

社会文教委員長

閉会中の所管事務に係る継続調査の申し出について

飯田市議会委員会条例（昭和44年飯田市条例第30号）第2条第2項に規定する所管に属する事務について、管内及び管外の視察を行い、その結果を参考にして閉会中の継続調査をすることと決定したので、飯田市議会会議規則（昭和54年飯田市議会会議規則第1号）第98条第1項及び第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 調査事項
 - (1) 健康福祉部の所管に属する事項
 - (2) 病院事業に関する事項
 - (3) 教育委員会の所管に属する事項
- 2 調査目的
飯田市政の健全な発展に資するため
- 3 期間
委員の任期終了まで

令和5年5月10日

飯田市議会議長 様

産業建設委員長

閉会中の所管事務に係る継続調査の申し出について

飯田市議会委員会条例（昭和44年飯田市条例第30号）第2条第2項に規定する所管に属する事務について、管内及び管外の視察を行い、その結果を参考にして閉会中の継続調査をすることと決定したので、飯田市議会会議規則（昭和54年飯田市議会会議規則第1号）第98条第1項及び第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 調査事項
 - (1) リニア推進部の所管に属する事項
 - (2) 産業経済部の所管に属する事項
 - (3) 建設部の所管に属する事項
 - (4) 上下水道局の所管に属する事項
 - (5) 水道局の所管に属する事項
 - (6) 農業委員会の所管に属する事項
- 2 調査目的
飯田市政の健全な発展に資するため
- 3 期間
委員の任期終了まで

令和5年5月10日

飯田市議会議長 様

予算決算委員長

閉会中の所管事務に係る継続調査の申し出について

飯田市議会委員会条例（昭和44年飯田市条例第30号）第2条第2項に規定する所管に属する事務について、総務委員会、社会文教委員会、産業建設委員会の所管事務調査と連動して調査するため、閉会中の継続調査をすることと決定したので、飯田市議会会議規則（昭和54年飯田市議会会議規則第1号）第98条第1項及び第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 調査事項
予算及び決算に関する事項
- 2 調査目的
飯田市政の健全な発展に資するため
- 3 期間
委員の任期終了まで

令和5年5月10日

飯田市議会議長 様

議会運営委員長

閉会中の所管事務に係る継続調査の申し出について

議会運営委員会は、地方自治法第109条第3項に規定する事項について調査を行い、その結果を参考にして閉会中の継続調査をすることと決定したので、飯田市議会会議規則（昭和54年飯田市議会規則第1号）第98条第2項及び第104条の規定により申し出ます。

記

1 調査事項

- (1) 議会の運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

2 調査目的

飯田市政の健全な発展に資するため

3 期間

委員の任期終了まで

令和5年5月10日

飯田市議会議長 様

リニア推進特別委員長

閉会中の所管事務に係る継続調査の申し出について

リニア推進特別委員会は、リニア中央新幹線の推進に係る諸課題について、閉会中の継続調査とすることを決定したので、飯田市議会会議規則（昭和54年議会規則第1号）第104条の規定により申し出ます。

記

1 理由

リニア中央新幹線の推進に関して継続的な調査が必要なため

2 期間

委員の任期終了まで